

## 生物多様性国家戦略の改訂（案）に対する意見

公益財団法人 日本自然保護協会

整理 番号	頁	行	項目	意見
				＜総論＞
				<p>2010年愛知名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議は、ここ数年の環境関連の国際会議の中で最も成功した会議と呼ばれる。日本のリーダーシップのもとに合意された愛知目標を、日本自然保護協会は、大きな成果と考えている。</p> <p>「2020年までに、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動をとる」ことが愛知目標を採択した各国の使命（ミッション）であるが、今回の国家戦略は、日本の地名を冠するこの世界目標を実現するには、不十分である。特に、2011年の「人と自然の共生懇談会」（環境省）で人口や経済の動向、自然環境や土地利用の変遷など広範な情報を議論の俎上にあげていたが、国土や土地利用のあり方を新たに定める方針や、各省庁の既存の計画や施策を収束したり方向付けるまでに、今回の国家戦略の改訂では残念ながら至っていない。条約加盟国に対してリーダーシップを発揮すべき議長国日本の国家戦略として、第1部に掲げられた理念・基本方針を活かすために、第2部・第3部の内容を大きく改善すべきである。</p> <p>とくに、「沿岸・海洋」と「東日本大震災からの復興・再生」は、根本的な見直しが必要と考える。</p> <p>「沿岸・海洋」は海に囲まれた我が国にとって、多くの人が意識している以上に、重要な生態系サービスが提供されている。われわれの生存のためにも、文化や精神的にも重要な存在基盤である。</p> <p>陸域と同等、もしくは危機的状況から考えれば、陸域以上の具体的かつ抜本的な保全施策が必要な状況にもかかわらず、戦略にも行動計画にも、その認識が見られない。海の生物の絶滅を食い止める、その明確な意思と行動計画を示すべきと考える。</p> <p>「東日本大震災からの復興・再生」については、いままさに復興の現場で、自然に対する畏敬の念、自然の恵み、共生する知恵や自然観などとは無関係な事業が数多く進んでいる。堤防建設などの復興工事は、地域の生物多様性、特に重要な場所が破壊することのないように進めるべきである。</p> <p>国家戦略の第一部に書かれているとおり、恵みと脅威の二面性を持つ自然とともに生きていることを改めて意識し、人と自然の豊かな関係を再構築すべきときにいるにもかかわらず、現場にそれが反映されていない。「自然の理」に込められた考えを、もっと前面に出し、復興庁を含めた全省庁が、文字通り国家の戦略として生物多様性の豊かさを損なわない復興・再生を具体化し、愛知目標のビジョン「自然と共生する世界」の実現にむけたモデルを構築すべきである。</p>

整理 番号	頁	行	項目	意見
「沿岸・海洋」の目指すべき方向について				
	65頁		(5) 沿岸域 <目指す方向>	<p>流域も視野にいれた海域全体の生物多様性の保全と利用のマスタープラン（海洋のあるべき将来像）をまず策定することを本戦略で位置づけること。</p> <p>本戦略であげられている既存の海洋保護区制度や環境影響評価制度等の法制度を当てはめても、総合的かつ計画的な保全戦略としては不十分である。MPA8.3% という政府の見解は見直し、生物多様性保全を目的とするMPA 制度を再構築すべきである。日本の海域全体（浅海域、外洋域）から沿岸や流域といった陸域も含めた総合的な「マスタープラン（海域の生物多様性保全上のあるべき将来像）」をまず策定することが必要である。生物多様性保全を基礎におく持続可能な自然利用（土地利用・海域利用を含む）について、ゾーニングを伴う計画が必要である。陸域起因の流入物質や、流砂系の総合的な土砂管理も関係するなど、海域の施策にとどまるものではない。このようなマスタープランを枠組みのなかで、各種の利用形態やゾーニングを考慮した海洋保護区を設定する地域、自然再生への取り組みを行う地域など、効果的な配置が決められるべきである。</p>
	65頁		(5) 沿岸域 <目指す方向>	<p>今ある自然の海の保全を優先するという原則を明確に示すこと。自然再生や里海の取組によって生物多様性を損なうことがないようにすること。</p> <p>あらゆる施策で、今残された自然の海域を少しでも多く守ることが、まず優先されることである。埋立など開発計画・行為を見直し・中止する強制力をもった調停等や制度などの手立てが必要である。その上ですでに自然が破壊・劣化してしまった海域については自然再生を行うという基本姿勢を明記すべきである。</p> <p>「自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、生物多様性の保全と高い生物生産性が図られている地域を里海と呼ばれている」とある。一般的に「里海」という言葉は「昔からある豊かな海」という意味合いと、「人手を入れている海」の2つの意味合いで使われていることが多いが、読み手に誤解が生じないようにすべきである。「里海」は人により定義が異なり（日本水産学会監修 2010）、様々な解釈がされ、開発行為の代償や、対処療法的な自然再生として行われることも多い。保全の効果も科学的に不明確である。</p> <p>本戦略で、「里海」を取り入れるならば、まずは定義を明確にして、人手を加えることによる効果の科学的根拠を明示し、事例を{現状}に示すべきである。「里海」と称して保全の効果をともなわない対処療法的な取組が推進されないようにしなければならない。</p>

整理 番号	頁	行	項目	意見
「東日本大震災からの復興・再生」の基本的な考え方				
	242頁	1行	第3章 東日本大震災からの復興・再生	<p>東北の復興・再生には、「自然の理」に沿って生物多様性を損なわない方法・計画を実行する基本方針を明示すべき。</p> <p>第1章第3節に列挙されている損失原因そのままの手法（大規模な防潮堤）が用いられようとしている。東北のくらしを支えてきた生物多様性を失っては、一時的な復興にはなっても、持続可能なくらしそのものが成り立たない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の教訓を、生物多様性の回復や生態系サービスの観点からも復旧復興の具体的な計画と海岸・沿岸の土地利用に活かすことが、自然共生社会の実現のうえでも重要である。自然の回復力を損なわずに、最大化していく復興にすることを、国家戦略に明記すべきである。</li> <li>・環境省は、東日本沿岸部の全域の海岸、干潟湿地、後背地、河口や汽水域の自然環境の調査状況や調査結果を集約して、現状の評価を民間（NGO・研究者）とともに早急に行ない、復興・再生事業で重要性を損なわないよう情報を発信し、関係省庁や自治体への調整をはかるべきである。</li> <li>・東日本（東北沿岸部を中心に）全体の自然環境の情報を環境省が早急に調査と情報整備をし、各自治体の復興計画や再生エネルギーの導入の際に、環境影響評価手続きを簡略させず、事業者の一定の負担を減らすうえでも活用できるようにすべきである。</li> </ul>

整理 番号	頁	行	項目	意見
(全般)				
				<p>「第1部 戦略」の理念から課題設定までの素晴らしい内容が「第3部 行動計画」にまったく反映されていない。国家戦略の策定プロセスや今後の点検・改定手法を根本的に見直す必要がある。</p> <p>第一部で述べられている理念（合理性）、課題認識、目標設定、基本方針は非常に素晴らしい内容となっている。世代を超えた安全保障を担保する上で生物多様性の保全が必要であることや、日本社会が国外の生態系サービスに強く依存している反面世界でも最も他国に影響を与えている国のひとつであること、地球規模で生態系が急速に崩壊しており生存基盤の保全のためには緊急的な取り組みが必要であるとしている。持続可能な国土を再構築し引き継いでいくためには、第2章第6節で述べられているような課題を確実に克服していく必要がある。しかし、そこで述べられている「人口減少を見据えた国土利用設計」「分散型の社会システムの構築」「他国も含めた「自然共生圏」としての共同管理」といった重大な要素が、肝心の第3部行動計画には全くといっていいほど実効性のある計画としては触れられていない。国家戦略は各省庁の協力の下で作られているものの、第一部で述べられている必要性や重大性、緊急性が心から理解された上で策定されているとはいいいがたい。執筆担当者だけでなく各省庁がこれらを十分理解したうえで行動計画を策定できるよう、事前の研修や情報提供のあり方、策定期間、手順といった戦略の策定プロセスを根本的に見直すべきである。また、第1部で掲げられた課題が確実に解決に向かうようなロードマップや行動計画を今後各省庁で作ることができるように、戦略履行状況の点検や改定の手法に関する行動計画を策定していくべきである。</p> <p>自然の生態系は農水省、環境省、沖縄県、国立公園等と法律や行政区分で切り分け分けられている訳ではない。行政の縦割りを解消し、関係省庁全てが協力し保全を進めるようにしないと、問題は解決しない。</p>
第1部： 戦略 …理念、現状と課題、持続可能な利用の基本方針 など				
55頁	4行	「100年計画」		<p>グランドデザインとなる「100年計画」にはグローバルな社会情勢についての現状認識を十分盛り込むべきである</p> <p>化石燃料（特に石油資源）の枯渇や、世界的な人口爆発、それに伴う再生可能燃料と食料の土地利用トレードオフといった問題がここ数十年で緊急的な課題となることが明白な事実である。自国の食料安全保障や燃料資源の保障といった観点だけでなく、軍事や外交を通じた安全保障といった面からも、国外を含めた自然共生圏での生物多様性・生態系サービスの持続可能性の回復は100年スケールで考えれば喫緊の課題であることから、それらの社会情勢を踏まえた100年計画とすべきである。</p>

整理番号	頁	行	項目	意見
	65頁		(5)沿岸域 <目指す方向>	<p>『開発事業への対応が、環境影響評価手続きによる「環境保全の適切な配慮」では、埋立て事業によって生物多様性を失ってきた状況と、今後も何ら変わらない。』</p> <p>「生物多様性総合評価報告書」(JB0)の指標「沿岸生態系の規模・質」が、干潟など浅海域の埋立て等の減少によって、生物多様性が損失の傾向にあることを、本戦略の「3. 海洋生物多様性の現状」でもあげている。沖縄・泡瀬干潟などで進行する埋立事業のあり方を根本的に見直し、今後、生物多様性を明らかに損失する埋立計画を中止していかなければ、この指標の損失の傾向は改善されず、愛知目標の目標10「サンゴ礁や脆弱な生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、健全性と機能を維持する」ことに貢献できるものにもならない。これらに対応する施策の展開が、「(1) 開発と保全の両立」であり、ここであげられている「環境影響評価法に基づく、環境保全への配慮」では、近年に至るまでの状況と変わるものではなく、問題を解決できるものではない。</p> <p>また、上位計画や政策の策定を対象とした戦略的環境アセスメントにも触れられているものの、現在、制度的な担保は何もなく、課題に対処する施策にはなりえない。加えて環境影響評価手続きの対象とならない小規模な港湾や海岸整備、海砂採取等が自然海岸を減少させてきたことへの対応も不可欠である。したがって、生物多様性の保全上重要な海域にある開発計画・行為に対して、保護区の設定だけでは調整困難になるため、まずは埋立など開発計画・行為を見直し・中止する強制力をもった調停等や制度などの手立てが必要である。</p>
	65頁	31行	(5)沿岸域 <目指す方向>	<p>データベース等の情報基盤の活用や方向性を明確に示すこと。</p> <p>情報整備を行いデータベースを充実させるという取り組み、および海洋環境モニタリングを継続的に行うことができる体制づくりは、知見の少ない海域において重要な対策である。またすでに環境影響評価や市民調査等で実施・推進されている調査のデータの活用も検討すべきである。その際に環境影響評価に係る調査に時折見られるよう調査者や分析者の氏名が匿名のまま提出され、他者の引用が難しくなるようなことがあってはならない。保全戦略なのだから既存のデータの活用も盛り込み、またデータベース構築後の活用方法(例えば施策への活用、資源管理への適用、重要海域の抽出など)を明確に書くべきである。</p>
	65頁		(5)沿岸域 <望ましい地域のイメージ>	<p>1. 沿岸域、海洋域の&lt;現状&gt;&lt;目指す方向&gt;&lt;望ましい地域のイメージ&gt;(p64-65)の、現状を、望ましい地域のイメージに持っていくよう具体的な方法を記すべき。</p> <p>(1) 「北の海ではアザラシが、南の海ではジュゴンが泳ぐ姿が見られるなど・・・」(P65)が望ましいイメージだとするのなら、日本で最後に残された沖縄島に生息する3頭のジュゴン(沖縄防衛局調査、2008年)の積極的保全策を取るべきであろう。これに対する具体的施策は、「種の保存法の国内希少野生動植物種の指定も視野に入れ、情報の収集等に努めます」というのでは、危機的状況は変わらない。ジュゴン沖縄個体群の保全回復計画を早急につくり、あらゆる具体策を講じなければならない。</p> <p>(2) 「自然海岸が保全されるとともに、山からの連続性が確保された河川からの供給を受けて、砂浜が維持され、ウミガメの上陸やコアジサシの繁殖が見られるとともに・・・」(P65)</p> <p>これに対する具体的施策が、第三部の行動計画に見られない。砂浜は年々減少していくにも関わらず、砂を減らすことにつながる護岸工事や海砂採取等の活動が一向に禁止される気配もない。</p>

整理番号	頁	行	項目	意見
<b>第2部： 愛知目標の達成に向けたロードマップ</b>				
	100頁		愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定	<p>愛知目標の20の個別目標それぞれに対して意欲的な数値目標と、その達成にむけた具体的なマイルストーンを行動計画として明記すべきである。現時点で十分に目標に対応できない場合は、その理由を明記するとともに、目標達成に貢献するための活動とそのステップ（マイルストーン）を明記すべきである。</p> <p>COP10決議においても愛知ターゲットにそった戦略改定が求められており、評価指標やマイルストーンについても事務局案の使用が推奨されている。議長国の日本としては、最大限の愛知ターゲットに沿った目標設定を行うべきである。</p> <p>愛知目標に十分に対応できていないと思われる部分は以下の通り。</p> <p>個別目標2 生物多様性の価値を、国家勘定や報告制度に組み込むこと  個別目標3 生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)の廃止・改革に関すること  個別目標19 生物多様性の損失の結果に関連する知識の改善、共有、適用方法に関すること  個別目標20 資金の顕著な拡大に関すること</p>
	101頁	6行	戦略目標A関連	<p>生物多様性の価値を、国家勘定や報告制度に組み込むことについて、検討のステップを明確にするべき</p> <p>生物多様性条約やRI0+20等でも生物多様性の価値や企業が与えるインパクト、生物多様性への取り組みをを投融資の判断基準にするといった特に企業活動や消費活動を考える上で、看過できない世界的な取り組みが進んでおり、政府として今後取り組むべき重要課題として、取り組むためのステップを明確化するべきである</p>
	101頁	6行	戦略目標A関連	<p>「補助金を含む、生物多様性に有害な奨励措置の撤廃に関する具体的な行動計画とマイルストーンを示すべきである」</p> <p>戦略目標Aの「生物多様性の根本原因」である、「生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)」廃止についての具体的な行動計画とロードマップがまったくない。どれだけ主流化や再生・奨励措置を進めても、一方で生物多様性の損失を奨励しては2020年目標の達成は不可能である。</p> <p>圃場整備や人工林の拡大維持といったさまざまな補助事業対策が生物多様性の損失を招いてきたことは明白な事実である。また本戦略にあげられている「農業生産活動の維持のための中山間地への支援」や「全国植樹祭」「農村環境の向上に資する取り組みの支援」については従来の制度で支援してきた活動の中には生物多様性の破壊につながる取り組みも含まれていた。全省庁にわたる補助金事業の生物多様性への影響を包括的に調査検証しEUのCAP政策のように適正な形に変える取り組みを今後実現しけるよう、今後のロードマップを示すべきである。</p>
	109頁		戦略目標E関連	<p>実施能力強化に関する目標の中に、この戦略実施に関する人材数の顕著な増加を掲げるべきである。愛知目標を検討したCOP10においては、政治的な交渉の過程で、人材数の増加に関する記述が削除されたが、日本の国別目標として人材育成を大きく掲げるべきである。</p>

整理番号	頁	行	項目	意見
	110頁		国別目標E-2	資金の効果的・効率的な動員に関し、例えば、「環境省自然環境局の人員と予算を2020年までに10倍にするといった目標値」を立て、あわせて関連指標群（この場合、自然環境局スタッフ数、予算の推移）を立てるべき
	100	17	愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定	<p>中間点（2015年前後）における国家戦略の見直し対象は、主要行動目標に限るべきではない。「第2部に示されている愛知目標の達成に向けたロードマップ【は】、2014年または2015年初頭に、、、」として、【のうち、主要行動目標については】を削除する。</p> <p>主要行動と関連指標、第3部の行動計画部分の整合性をさらに詰めていく必要があると考える。また、今後さらなる検討を積み重ねていくことも想定されるため、どのように国家戦略としての質を高めていくかというステップを明記すべき。例えば、個別目標3にある有害な奨励措置の廃止・改革に関しては、国別目標が立てられておらず、主要行動・マイルストーン・指標をゼロから検討していく必要があることも鑑み、見直し対象は、主要行動目標に限るべきではない。</p>
	100	17	愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定	<p>生物多様性国家戦略の実行や指標の開発、現目標の見直しなどを、多様な主体を巻き込みながら、広く公開の形で検討できるようなフォーラムを作るべき。</p> <p>見直しのプロセスが不透明であり、仮に従来の中央環境審議会を想定しているならば、その仕組みは不十分である。2012年9月に策定、2014年3月には国家戦略実施状況についてレビューの上、生物多様性条約事務局に対して国別報告書を提出し、2014年に予定されているCOP12で愛知目標を評価するというスケジュールを考えると、常設に近い戦略の実施を推進する体制が必要である。</p>
	100		愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定	<p>例えば、COP10で採択された新「世界植物保全戦略」の16の目標にあわせて策定することを明記すべきである（例えば、「達成目標8、9 2020年までに絶滅危惧種の75%が域内/域外保全される」等）。</p> <p>また、新「世界植物保全戦略」の中には、各国・自治体レベルの戦略や行動計画を整備すべきことが明記されており、日本においても国家レベルの保全戦略が求められている。また、P192 L17-20、P193 L10-18で、「世界植物保全戦略」について述べられているが、新「世界植物保全戦略」が求める国家レベルの戦略策定からはほど遠いものである。</p>

整理番号	頁	行	項目	意見
第3部： 行動計画 …国土空間的施策、横断的基盤施策、東日本震災				
第1章（国土空間的施策： 重要地域・自然再生・アセス／森林・里地里山・都市・河川・沿岸・海洋）				
	117頁		第2節 重要地域の保全	<p>科学的な観点から生態系タイプごとにギャップ分析を行うことと亜熱帯暖帯常緑広葉樹林（照葉樹林）、里地里やま、沿岸海洋、河川など重要な保全地域でありながら保護担保措置が十分でないことを記述すべき。また、現段階でどの程度のギャップ地域があるのか科学的な観点から記述すべき。</p> <p>森林生態系をとっても亜寒帯針葉樹林、冷温帯落葉広葉樹林、亜熱帯・暖温帯常緑広葉樹林というようにさまざま生態系タイプがある。NACS-Jの戦略的保全地域情報システム（SISPA）を通じて、自然公園法の国立国定公園、都道府県立自然公園によるギャップ分析を行なった結果、各森林生態系に占める保護地域の割合は、78.8%、38.3%、37.2%となっており、生態系タイプによって保護制度による被覆率が大きく異なっている。</p>
	117頁		第2節 重要地域の保全	保護地域ごとに、指定されている地域の生態系タイプや生物多様性保全上の重要地域を、科学的な観点から特定・評価し、重要度に応じて地種区分を見直していくことについても検討を加えることを記述する。
	123頁		6 保護林、保安林（具体的施策）	照葉樹林のように保全上重要な森林でありながら分断化されそのほとんどが10ha未満になってしまっている生態系に関しては自然環境保全地域や保護林を活用して保全を進めていくなどのように生態系タイプごとの特徴に応じてどの制度を活用しているのか記述する
	117ページ		第2節 重要地域の保全	<p>重要地域の保全全般にわたる具体的施策を記述する項を追加し、下記のような取組みを記述する。</p> <p>①保護地域作業計画にある「2015年までに60%の保護地域の管理効果を測ること」について省庁横断型で実施することについて記述する。②IUCNカテゴリーの見直しなど省庁横断的な保護地域に関するデータベースの整備についても記述する。③2020年までに陸域の保護地域17%以上を達成する上での算出根拠を明確にする作業を記述する。</p> <p>④重要地域の保全にあたっては多様な主体の参画、横断型の保全管理、市民参加型の保全管理といった協働型の保護地域管理の推進が重要であることについて積極的に推進していくことを記述する</p> <p>⑤私有地に関しても重要な地域である場合には、生態系ネットワークなど保護のネットワークに加え、所有者に税制上の優遇措置など保護へのインセンティブを与える。あるいは里山条例、MABなど私有地もカバーする地域管理制度のさらなる充実を図ることを記載する。「私有地」の保全が自発的に進む仕組みが不可欠であり、保全主体による所有者不明の土地の収用促進などの法的補助、地権者の税制優遇措置などの資金的インセンティブなどが必要。</p>
	127頁		第3節 自然再生	「生態系ネットワーク」は、自然再生に関連した部分だけ「構想」「図化」という言葉が書かれている。「構想」は良くわからないが「図化」は積極的に進めるべき。自然再生の根拠としても活用すべき。



整理番号	頁	行	項目	意見
	130		第4節 環境影響評価／（基本的考え方）	<p>今後増加が予測される発電施設と東北復興においてもアセスメントが重要であることを追記すべき。</p> <p>上位の計画や政策の策定段階を対象とした本来の戦略的環境アセスメントの制度化の必要性和、具体的な施策においても、制度化への取組を明記したことは評価できる。</p> <p>法アセス手続き終了後の事業供用時に、環境保全の配慮が適切にされているかのフォローアップ調査を環境省と事業省庁を行うことは、今後のアセス手続き上の事業者の責任や配慮内容を厳格化していくうえでも重要である。</p>
	133頁		第5節 森林	<p>林野庁が育成に取り組む「フォレストアスター」を、森林における生物多様性を保全担う人材として位置づけるのであれば、現在の認定制度や研修では不十分である。ナショナルレベル、地域レベルの生物多様性を理解し、森林の将来像と具体的な施行を検討する能力が求められる。森林生態系管理を担う人材の育成に本格的に取り組む必要がある。</p>
第2章（横断的・基盤施策： 主流化・野生生物・外来種・持続可能な利用・エコツアー・ABS・国際・科学的基盤強化・温暖化）				
	166頁	22行	1.2 海洋生物多様性の保全のための保護区	<p>MPA8.3% という政府の見解を見直し、生物多様性保全を目的とするMPA 制度を再構築すべきである。</p> <p>政府の主張するMPA の根拠となる法律の多くが、生物多様性保全を主目的としていない。</p> <p>政府の主張するMPA のうち、大きな割合を占める海洋水産資源開発促進法や漁業法に基づく海域は、生物多様性の保全を主目的とするものではなく、水産対象種しか考慮しておらず、真に生物多様性保全に貢献しているとは言えない。生物多様性の保全は、水産対象種を含むすべての生物とそれを取り巻く環境からなる生態系を対象とするものである。裏返して言えば、生物多様性保全を維持することによって水産対象種も確保される。</p> <p>政府の主張するMPA の大半が、生物多様性保全を目的としていない区域であるばかりでなく、MPA の目的、範囲や規制内容とその期間、手法が明確になっていない場合が多い。</p> <p>MPA の設定にあたっては、これらを明確にする必要がある。</p> <p>生物多様性や自然環境を保全するには、海域の生態系全体を視野に入れなければならない。生物多様性の保全を目的とした法律に基づく地域と、生物多様性の保全を目的としていない法律に基づく地域を同列に並べ、それを根拠にMPA が8.3% 存在すると言うのは無理がある。</p> <p>現行の制度下でMPA8.3% が確保されているという見解を見直すべきである。</p>

整理 番号	頁	行	項目	意見
				<p>1. 法制度の再整備を行うことが必要である。</p> <p>日本の法律のうち、自然公園法、天然記念物（文化財保護法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、鳥獣保護法、種の保存法等が、自然保護や生物多様性の保全を主目的とした法制度であるが、政府の主張するMPA8.3%のうちこれらの法律が占める割合は非常に低い。</p> <p>一方で大きな割合を占めている漁業法と海洋水産資源開発促進法は、水産資源のみを対象としているので、真に生物多様性保全に貢献しているとは言えない。</p> <p>日本政府が、MPA8.3%を主張するのであれば、MPAの根拠となる全ての法律を見直し、その目的に生物多様性の保全が含まれるよう、法改正すべきである。また、海の空間管理に関する法律や実務にも、生物多様性保全の観点を導入し、改善する必要がある。</p> <p>2. 科学的根拠に基づいたMPAの設置を可能とする制度的担保が必要である。</p> <p>MPAの設置にあたって第一に必要なのは、科学的な根拠であるが、政府の主張するMPAには設置にあたる科学的な根拠が示されていない。データに基づいた具体的なMPAの設定と規制が行われるべきである。科学的根拠に基づいたMPAの設定を可能にするためには、法の整備を含めた制度上の担保が必要で、新しいデータの収集や、それに基づく見直しを行う順応的管理の体制が作られるべきである。</p> <p>海の生態系、とくに沿岸海域の生態系は、陸上生態系の大きな影響下にあることから、MPAの設定に必要な科学的データには、沿岸の生態系のみならず、広く流域や海岸の地形・地質・生物群集などの情報を含めて考察すべきである。</p> <p>3. 市民参加を可能とする制度的担保が必要である。</p> <p>政府の主張するMPAは市民参加のもとに決められたものではない。MPAの設定に当たっては、利害関係者や漁業権を有する人のみならず、より広い多くの様々な主体の合意形成を得ることができるような制度が作られる必要がある。</p>

整理 番号	頁	行	項目	意見
				<p>日本自然保護協会（NACS-J）が考えるMPA（海洋保護区）のあるべき姿</p> <p>政府の主張するMPA8.3%（Marine Protected Area：海洋保護区）の内容を見直す際には、日本自然保護協会（NACS-J）はMPA（Marine Protected Area：海洋保護区）とは次に示す1）～6）を満たすものであると考えている。</p> <p>1） 科学的根拠に基づいたMPAの設置が必要である。</p> <p>MPAの設置にあたって第一に必要なのは、科学的な根拠であり、科学的データに基づいた具体的なMPAの設定と規制が行われるべきである。そして、保護区設定の基礎となる研究・調査とは完全に公表されるべきである。ただし、十分な科学的データが揃っていない場合でも、予防原則に基づいてMPAに指定し、規制をする場合もありうる。その場合、常に新しいデータの収集と研究・調査の努力を義務づけるべきである。</p> <p>また、市民やNGOの調査結果や目撃記録等は取り入れられないことが多いが、科学的な判断を行う場合には、市民やNGOの研究や調査データを含む、あらゆるデータを活用するよう努力すべきである。</p> <p>海の生態系、とくに沿岸海域の生態系は、陸上生態系の大きな影響下にあることから、MPAの設定に必要な科学的データには、沿岸の生態系のみならず、広く流域や海岸の地形・地質・生物群集などの情報を含めて考察すべきである。特に河口やその周辺海域を考察する場合には、埋立や港湾や防災施設の建設のみならず、流域の土地利用やダムなどの河川横断構造物の影響を含める必要がある。都市や農地、工場などからの汚染物質の流入など、陸上を起源とするさまざまな汚染物質についても、規制の内容に含めることも考慮して、MPAの設定と管理を実施すべきである。</p>
				<p>2） モニタリング調査が必要である。</p> <p>MPAの設定と同時に行うべき重要なことは、継続的なモニタリングである。MPAは、一度設定すれば事足りるわけではなく、MPAの効果や影響を常にモニタリングして、MPAの設定方法や規制内容について、見直しを行う必要がある。その際に重要なのは、設定時と同様に、科学的な研究・調査によるデータに基づいた検討である。モニタリングを継続的に行うことは経済的にも負担が大きいが、NGOや地域の研究者などの研究・調査への適切な補助、支援などの工夫によって、データの持続的な取得と専門家による解析を行う必要があり、それをMPAの見直しにつなげていく仕組みが求められる。</p>

整理 番号	頁	行	項目	意見
				<p>3) 市民が参加できるMPA にすることが必要である。</p> <p>MPA の設定にあたっては、市民の合意形成を得ることが必要である。多くのMPA では行政の管理が隅々まで行き届く可能性は低いため、保全しつつ利用をしていくための地域ルールが必要となる。地域ルールの制定にあたっては、初期の段階から市民を始めとする様々な主体の意見を反映できるようにすることが求められる。</p> <p>また、市民の手によるモニタリング調査を推進すると同時に、専門家が行うモニタリング調査にも市民が参加できるような仕組みをつくることも必要である。市民参加のモニタリング支援のために、地域にビジターセンター等の施設を設置し、レンジャーを置くことも一案である。</p> <p>海の調査ができる人材の絶対数が少ないため、調査にかかわる人材の裾野を広げる必要がある。ビジターセンターのレンジャーや、地域のキーパーソン、地域の市民団体などが、市民にモニタリングの大切さを教え、調査への参加も出来るようになるような人材育成システムの導入も検討すべきである。地域に既存のNGO がある場合には、これらの組織をさまざまな側面で活用することも検討すべきである。</p> <p>地域によって異なる事情を勘案し、上述のようなさまざまな仕組みを通じて、市民のモニタリング調査の参加や実施を継続的に可能にし、将来的には市民モニタリング調査の結果が、的確に政策に反映されるような仕組みを構築することが望ましい。</p>
				<p>4) 生息地（ハビタット）を意識することが必要である。</p> <p>海は海流・潮流・潮汐など常に水の動きがあり、沿岸の砂浜や干潟を構成する土砂は移動する。これは遠洋や深海においても同様である。生物はそれに応じて、棲む空間を選好しており、MPA の保護の対象は、生物や個体群ではなく、ハビタットという場である。しかし海洋においては、保護対象の空間を固定的に設定しても、水、物質、そして生物自体が移動する度合いが、陸域よりも強い。またハビタットの状態は一定しているように見えても、「動的平衡」状態にあり、適切な保全のためには、その動的平衡状態を保つ必要がある。そのため、常に生物やハビタットの状態をモニタリングし、適切な状態に保つための順応的管理が必要である。</p>
				<p>5) 生態系にとって意味のある境界線とゾーニングが必要である。</p> <p>海域の生物多様性保全上、実効性のあるMPA とするためには、MPA に含まれない周辺海域の影響が、MPA 内部に極力及ばないような境界線の設定が必要となる。MPA の境界線は人間の都合による境界線ではなく、海水の動きや生物の分布・移動パターンなどを考慮した生態系にとって意味のある境界線でなければならない。</p> <p>また、MPA 内部を適正にゾーニングすることによって、対象となる重要な自然環境の保護を確実に担保し、かつ、その地域全体の自然での生物資源や生態系サービスの持続可能な利用を実現することが可能になる。ゾーニングは、人間活動の影響を極力排除し厳正に保護を行う地域（ノーテイクゾーン：No Take Zone）、持続可能な範囲での自然利用を行う地域（持続的利用地域）などMPA の内部を区分し、適切なルールを適用することである。既に多くの陸域の保護地域では、原則としてゾーニングがなされている。</p> <p>ただし、海域の自然は陸域とは異なる点が多々ある。たとえば、陸域では集水域のような周辺地域と区別する比較的明瞭な系が設定できるが、海域では隣接する海域との間に明瞭な境界を設定しにくい。海水の動きや生物の分布・移動パターンなどの科学的データに基づく、海域独自の方法で、境界線の設定とゾーニングを行うべきである。</p>

整理番号	頁	行	項目	意見
				6) MPA のネットワークづくりが必要である。 もし、効果的なMPA の設定ができたとしても、孤立したMPA では十分に生物多様性の保全は十分に機能しない。日本列島周辺の海域では、寒流と暖流がぶつかるために海洋生物の多様性が高い。一方、日本近海で再生産が行われていない種の割合も高い。海洋生物の種の多様性を維持するためには、生物種の生活史や拡散方法・経路を考慮し、複数のMPA をネットワークでつなぐことが、必要不可欠である。動的な海洋環境に生息する海洋生物を保護するには、メタ個体群の保全を考慮して、ハビタットの保全を図らねばならない。そのためには、保護対象とする生物種が、安定的に再生産されていない海域（シンク・ハビタット）にMPA を設定するよりも、再生産の中心となる海域（ソース・ハビタット）にMPA を設定することが、より効果的な保全となる。
	165頁		1.1 科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全	モニタリング調査や重要海域の抽出があげられているが、これらは確かに保全に必要な事柄ではあるが、これら自体を行うことがすぐに保全につながるわけではない。「情報整備を行う」のは国家として当たり前。整備した後、どうするのか。
	166頁		1.2 海洋生物多様性の保全のための保護区	(具体的施策)として「モニタリングサイト1000などを活用して、藻場・干潟に関する情報整備を進め、保全施策に活用」とあるが、どのように保全施策として活用するのか。具体的に書かれていない。(p167) 「藻場・干潟の『創造』」とあるが、自然の生態系は「創造」できない。既存の藻場や干潟に類似した環境を造ることは一時的には可能な場合もあるようだが、生物多様性という観点からは自然の生態系には及ばない。「生物多様性国家戦略」に記すような言葉ではない。
	167～168頁		1.3 藻場・干潟などの保全・再生、 1.4 サンゴ礁の保全・再生	海洋生物多様性基本計画のパブコメにも記したが反映されていないので再度書く。 (海洋生物多様性基本計画の)第5章施策の展開に明記されていない国内の動植物の意図的・非意図的な移動に関する対策として、海域の生き物の放流や移植のガイドライン等を盛り込むこと。  意図的又は非意図的に海外及び国内の他の地域から導入された外来種が引き起こす脅威に関する記載はあり、問題として認識されているのは読み取れる。しかしながら、国内での生き物の放流活動やサンゴや海藻などの生き物の移植への対策が書かれていない。海域の外来種の抑制に外来生物法の対応だけでは限界がある。対策に海域の生き物の放流や移植についてのガイドラインが必要であることを盛り込むべきである。
	167頁	25行	1.3 藻場・干潟などの保全・再生	「港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深堀後の埋戻しを推進する」(国土交通省)(p167)とある。 第1部で指摘があるように、そもそも港湾整備による生物多様性の損失を回避できていない。計画されている港湾整備が本当に必要なものかどうかも含め、環境省や農林水産省や地元の行政、地元住民を交えた場で検討すべき。まず浚渫土砂の有効活用ありきでは生物多様性の保全からはほど遠いものになる。

整理番号	頁	行	項目	意見
	168頁		1.4 サンゴ礁の保全・再生	<p>サンゴ礁保全行動計画は行政縦割りの見本みたいな行動計画。参考にして発展させる分には構わないが、縦割りでは自然保護は進まないことを認識し、解消するように動くこと。</p> <p>「沖縄県の石西礁水湖、高知県の竜串、徳島県の竹が島においてサンゴ群集の自然再生を実施しており、これらを含め引き続き推進・・・」(p168)とあるが、まずはそれらの地域でのサンゴ群集の自然再生事業の成功度合いを検証すべきであり、それを踏まえた上で、継続するかどうか決めるべきである。</p> <p>「サンゴの生育条件として厳しく、サンゴの減少が危惧される沖ノ鳥島を対象に・・・広くその他の海域にも適用できるサンゴ増殖技術の開発を行う」とあるが、第一に「サンゴの生育条件として厳しい」と書かれている場所においてサンゴを植えようとする意図がわからない。またサンゴ移植に関してはすでに沖縄県や環境省が取り組んでいることなのであるから、農林水産省が別箇に取り組むという姿勢は望ましくない。</p>
	168頁		1.5 島嶼生態系の保全	<p>「種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している種については・・・」「特に海鳥の繁殖地」とあるが、法律の網がかぶせられているかどうか等を根拠にパーツとして取り上げるのではなく、生態系全体を見るべきであろう。</p> <p>外来種の捕獲や除去も大切であるが、新たな外来種を導入しないように防御するシステムの構築が必要である。良い取り組みのように聞こえるものの、危険をはらんでいるのがサンゴや海藻等の移植である。遺伝的に異なる場所から採取したものの導入には十分に検討すること。</p>
	169頁		1.6 海洋生物の保護・管理	<p>「・・・これらの科学的データに基づく適切な海洋生物の保全のための取組を進める」とあるが、これは具体的にどのような保全策を検討しているのか具体的に記すべき。</p>
	170頁		2 里海・海洋における漁業 2.2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進	<p>生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進 → 「生物多様性への配慮」という言葉の意味をどのようにとらえているのか。漁港を作ることと生物多様性保全は基本的に相反するものであることを認識すること。</p>
	171頁	11行	2.4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進	<p>「水産資源について・・・調査、資源の動向把握、評価を推進するとともに、結果を公表します」とあるが、国民に結果を公表するのは当たり前である。これは国家戦略に改めて記すべきことではない。逆に、公表していない結果があるならば、公表するようにすること。</p>
	172頁		2.6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産	<p>「生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産」をはじめとし、農林水産省のみで取り組むと水産対象種以外の生き物や生態系を見落としがちである。またエコ・コースト事業の推進(p173)からも環境省が抜けている。行政の縦割りを解消し、地元の行政や地元住民、幅広い分野の専門家とともに検討するようにしないと、見落とすものが多くなり、生物多様性保全につながらない。</p>

整理番号	頁	行	項目	意見
	172頁	23行	2.7 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性の保全の推進	P172「希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続利用のあり方を検討する」とあるが、これは改めて国家戦略に記すべきことなのか。今まで検討してこなかったのか。
	173～174頁		3 海岸環境（具体的施策）	海岸愛護活動（P174）、面的防護方式（p173）など定義をされていない言葉を用いないこと。面的防護方式に関し「環境の面からも優れた」とあるが、その科学的根拠をきちんと示すこと。 また「安全かつ自然と共生する質の高い海岸」（p174）とあるが、何をもって質が高いとするのか、その根拠を示すこと。 地球温暖化に伴う海水面の上昇への対応も、まず環境省も含め、そして幅広いステークホルダーとともに検討すること（p174）
	178頁		第1節 生物多様性の主流化の推進	1) 各省庁の現場や施策ごとに、子どもを対象とした普及啓発活動として、水辺・海辺の自然学校・エコクラブ・緑の少年団など多く、国家戦略にも掲載がされている。子どもたちに多くの機会が提供されることは望ましいが、それぞれを生物多様性の保全に即したものにしていくには、それぞれの指導者層に共通した生物多様性の理解や認識、保全目標をつくる研修システムやツールを環境省が環境教育の一環として進めていくべきである。  2) 高齢化にある自然公園指導員、鳥獣保護員などは、その活動実態をよく検証し、その役割を検討し直すべきである。また、今後の時代に沿った、具体的な生物多様性の保全に貢献できる新たな人材の養成や確保、活用の枠組みを構築すべきである。  3) 学校教育の現場で、効果的に生物多様性の認識を深めるには、教員の理解が不可欠であり、文部科学省は教育課程カリキュラムはもちろんのこと、研修システムにも取り入れるようにすべきである。特に、社会形成上も中学・高校でのカリキュラムが重要であり、地方にまれにある環境専攻コースや部活動などでは教員・生徒間の交流が盛んであることをもって注目し活用すべきである。あらゆる教育の機会において、研究者だけにとどまらない人材の育成と確保を意識したい。
	191頁	1	絶滅の恐れのある種と生息・生育環境の保全	「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略（仮称）」を策定することは重要であり、この保全戦略策定が国家戦略の中で明記されたことは歓迎する。しかし、保全に有効な戦略を策定するために、下記の3点を追加して明記すべきである。
	191頁		絶滅の恐れのある種と生息・生育環境の保全	1) 省庁横断で保全戦略を策定すること  この戦略は、環境省だけでなく、関連する省庁とともに策定する必要がある。しかし、P191の本文には、この戦略策定の主体が環境省のみとなっているのは問題であり、関連省庁と共同で策定すべきである。

整理 番号	頁 行	項目	意見
	191頁	絶滅の恐れのある種と生息・生育環境の保全	<p>2) 新「世界植物保全戦略」目標を盛り込むべき</p> <p>COP10において採択された新「世界植物保全戦略」の16の目標にあわせて策定することを明記すべきである（例えば、「達成目標8、9 2020年までに絶滅危惧種の75%が域内/域外保全される」等）。また、新「世界植物保全戦略」の中には、各国・自治体レベルの戦略や行動計画を整備すべきことが明記されており、日本においても国家レベルの保全戦略が求められている。P192 L17-20、P193 L10-18において、「世界植物保全戦略」について述べられているが、新「世界植物保全戦略」が求める国家レベルの戦略策定からはほど遠いものである。</p>
	191頁	絶滅の恐れのある種と生息・生育環境の保全	<p>3) 保全活動に関する多様な主体の参画の具体的な施策整備を行うこと</p> <p>日本の現状は、海外の先進国（北米、カナダなど）と比べて、野生生物保全のための制度や予算、人材が大幅に不足していること、公有地だけでなく民有地（里地里山など）における保全が大きな課題である。この課題解決の対応として、多様な主体の参画方法の具体的な施策整備や制度を早急に検討すべきである。海外の事例（英国：スチュワードシップ制度、北米：協力協定を前提とした財政支援など）や地方自治体の先進的な条例制度（滋賀県・徳島県：種指定や保護区設定の市民提案）等、事例は多くあるので、国の施策として早急に取り入れるべきである。</p>
226	28	生物多様性の総合評価	<p>生態系サービスの科学的評価に関する研究を実学レベルまで早急に高めると共に、実際の国家勘定や土地利用計画・税制措置施策へ適用していくことが重要</p> <p>地域において生態系サービスの供給源として重要な場所が、その価値が評価されないまま破壊されたり、土地相続税が支払えないなどの理由で転売されるなどして現在多く失われている。これを阻止するためには、例えばInVESTを使用した国土利用計画・都市計画の策定や戦略アセスメントの実施、新たなPES(生態系サービスに対する支払い) 制度や税制優遇制度の制定を早急に進める必要がある。そのためには、生態系サービスについて経済的評価や可視化に関する研究を単に「推進」するだけでなく、実学として利用可能なレベルまで高めていけるような研究推進のための具体的なロードマップを示すべきである。</p>
		主流化	<p>市町村レベルでの地域戦略の策定・実行を推進していける具体的かつ実行力のある施策を展開していくべきである</p> <p>地域ごとの生物多様性の保全を実質的に進めるためには、特に市町村レベルでの地域戦略・行動計画の策定と実行が非常に重要である。一方で市町村によって生物多様性を取り扱える人材の数・能力の差が非常に大きく、データや資金・担当行政官が不足している自治体が多いのが実情である。地域戦略、特に市町村レベルの戦略について強力に促進されていくよう実行力のある行動計画が不可欠。助成金や手引きの整備だけでなく、県と市との役割も認識しながら、特に県に対して市の戦略策定を促進する仕組み作りや支援の取り組みが重要である。例えば県戦略の指標として市戦略策定状況を盛り込ませるとか、県が開催する市への勉強会や補助ツールに対して、国から支援を行うなどの手立てが必要である。</p>



整理番号	頁	行	項目	意見
	227頁	23行	2 調査・情報整備の推進／	<p><u>市民による長期広域モニタリング調査の体制を維持向上していける体系的な支援体制を整えるべきである。</u></p> <p>広域的な長期生物多様性モニタリングの要として「市民調査」が位置づけられていることは素晴らしいものの、実際には環境教育を主目的とした事業も多い。モニタリングサイト1000のように調査実績が上がっている事業についても、国土全体に広く、長期的に、その体制を維持するためにはさまざまな支援の体制を戦略的に整えていく必要がある。</p> <p>たとえば各博物館との連携促進や世界分類学イニシアチブの国内施策の展開、効果的な調査手法・指標の開発、イギリスの「Biodiversity In Your Pocket (BIYP)」のような効果的なレポートシステム確立が必要である。また、調査活動が単なる普及啓発に終わるのではなくその成果が順応的管理の枠組みのなかで、資源管理や地域づくりに計画的に組み込まれることが重要である。例えば、市民の調査活動や活動拠点が、生物多様性地域戦略や生物多様性地域連携活動促進法に基づく活動の中核拠点になったり、上位である県・国の戦略にも位置づけられていくような仕組み・ガイドラインを整えていくなどが重要である。</p>
	228		2.5 生物多様性情報に係る拠点整備・体制の構築（具体的施策）	<p>国として生物多様性センターの充実を図るのみならず、千葉県や名古屋市など地域レベルで整備されつつある「生物多様性センター」との協力関係の構築も記述すべき。また、地域連携保全活動支援センターとの連携も図るべき。</p> <p>「生物多様性センターが核となり、ネットワーク構築を」→「国や地域の生物多様性センターが核となり、地域連携保全活動支援センターなどとのネットワーク構築を」に修文する。</p>
	233頁	1行	(地球温暖化に対する取組)	<p><u>(持続可能な再生エネルギーへの転換) にすべき。未曾有の原子力発電所事故による環境汚染を経験しながら、生物多様性保全に不可欠なエネルギー問題の解決について、地球温暖化対策の視点の取組はもはや不十分。</u></p> <p>生態系と国民生活にとって半永久的な負担となる放射性物質の漏えい、核廃棄物による環境汚染、また人為的作用が放置される立ち入り制限区域などの増加で外来種や飼育生物の拡散のリスクをこれ以上負わないようすることは必須。「地球温暖化対策」においても生物多様性保全が基盤であり、持続可能な再生可能エネルギー生産でなければ自然共生社会は成立しえない。</p>
	233頁	3行	第9節 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進（基本的考え方）	<p><u>第9節を削除し、第10節へ統合すべき。生物多様性を保全する上で、持続可能な再生エネルギーへの転換が急務であり、その方法は生物多様性を損なう方法であってはならないことを明記すべき。</u></p> <p>同上</p>
	233頁	33行	1. 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進	<p><u>「1. 生物多様性の観点からのエネルギー問題の解決」に変更。温暖化対策とともに、真の意味での持続可能な再生エネルギーの生産、省エネルギー戦略を進めるべき。</u></p> <p>同上</p>

整理番号	頁	行	項目	意見
	234頁	19-24行	(具体的施策)	「非化石エネルギー」は「持続可能な再生エネルギー」とすべき。原子力を未だ利用し続ける余地を残そうという視点の排除が必要。 同上
	235頁	25-28行	(具体的施策) 野生生物の保護と風力発電の推進の両立	生物多様性保全が基盤である持続可能な再生エネルギーの発展を考えれば、風力発電だけでなく他のエネルギー生産施設すべてに、鳥類対象のみでなく、また簡略化を認めないアセスメントを推進すべき。 持続可能にエネルギー生産をするためには、地域環境との適合が不可欠。簡略化したアセスメントによって生物多様性の損失が起こってはならない。
	238頁	40行	(具体的施策) 風力発電施設	上記項目とダブリ
	238頁	###	第10節 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進	バイオマスの推進に各省が取組むのは評価できるが、241頁の1-4の「バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進」同頁13-16の「バイオマス事業化戦略検討チーム」を基に各省庁の取組を統合的に組み直すべき。
	240頁	12-	(具体的施策) バイオマス	バイオマスの促進においては、スウェーデンやデンマークなどに見られる地域密着のワンストップ型のバイオマスプラントを目指すべき。間伐材のみや、都市公園の剪定枝のみ、のような単独目的のバイオマス処理施設を各省庁がバラバラに推進するのでは効率的なエネルギー生産には結びつかない。具体的施策としてもバイオマスにおいては上記の2項目を先頭に、統合的施設の建設を推進する上で、各バイオマス技術開発の推進を順序だてて明記すべき。 他の取組に関しても、「省庁別」を基本にするのではなく、「取組分野別」に並べ替える。
	241頁	17-19	(具体的施策) ユネスコエコパーク	この第10節でもユネスコエコパークに言及したのは評価できるが、238頁40行に移動し、里地里山の保全などとリンクさせたしくみ活用の説明を加筆すべき。 世界的な潮流を踏まえた、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする生存圏保存地域を活用するならば、具体的施策の最後のほうで付け足されるような記述は避けたほうがよい。グローバル視点からも「自然と人間社会の共生」が目的であることを強調するため、具体的施策の中でも、より前段に持っていく、里地里山の保全などとも結びつく形で、ユネスコエコパークについて触れるべきである。

整理番号	頁	行	項目	意見
	第3章（東日本大震災）			
	243頁	1行	原子力発電所事故への対応	<p>生物多様性保全の視点から原子力発電所事故への対応がいかに重要課題かの認識不足。河川、湖沼を含む陸と海の環境影響調査、除染管理、放射性物質を大量に含む廃棄物の安定保管の取組みに関する記述を大幅に増やすべき。</p> <p>原子力発電所事故への対応が特出しされているが、わずかに10行。うち前半6行は放射性物質の汚染影響を調べること。うち後半4行は、被災ペットの救出と、生物多様性の保全上検討すべき事項が書き込まれていない。</p> <p>原子力発電所事故による大規模な環境汚染を経験し、陸上のみならず河川、湖沼、海の放射性物質による汚染も深刻さを増す中で、環境調査とその結果の迅速な公開、は国際的な責任。226頁からの（科学的基板の強化）にも、具体的な放射線物質の影響調査の開始と取組の拡大を明記すべき。</p> <p>また除染を行うことで環境にどのような影響が出るのか、放射性廃棄物の管理についても、環境への影響を最小限に抑える施策と研究を促進すべき。</p>
	245頁	22行	第2節 新たな自然共生社会づくりの取組（具体的施策）	<p>22行目からの（具体的施策）に、エネルギー問題の解決策とセットでの具体的取り組みが必要。</p> <p>15行目の（基本的考え方）にわずかに4行で「人と自然との豊かな関係を地域に応じた形で再構築等していきます」という表現しであることを具体的施策に落とす中に、持続可能な再生可能エネルギー促進によるエネルギー問題の解決の視点が抜けている。</p> <p>東日本大震災を受けての具体的施策として、東北地方の木質系がれきは、重要な燃料資源であり、性急な遠隔地での焼却や、大規模な盛土をせずに、安定保管策を講ずるべき。地域の資源は地域の財産という考えに基づき、復興3年時限の焼却施設などをつくるのではなく、長期的に運転できる地域密着型のバイオマスプラントの建設を推進すべき。その場合でもアセスを簡略化させることなく、地域環境への適合を図ることを明記すべき。</p> <p>また、特に東北の中山間地や漁村の集落などに、小水力発電やごく小規模の風力発電など地域が地域のために生産する、持続可能な再生エネルギーの推進を国としても支援していくことを明記すべき。</p>